

議案第74号

南風原町立学校事故調査委員会設置条例

南風原町立学校事故調査委員会設置条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月 5 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

学校における事故に係る原因究明及び再発防止の取り組みについて調査審議するための附属機関として、南風原町立学校事故調査委員会を設置する必要があるため提案する。

南風原町立学校事故調査委員会設置条例

(設置)

第1条 南風原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校における事故に係る原因究明及び再発防止の取組について調査審議するため南風原町立学校事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、原則として、登下校中を含めた学校の管理下で発生した事故（以下「学校事故」という。）を対象に、教育委員会の諮問に応じ、学校事故の原因究明及び再発防止の取組について調査審議し、答申する。

2 調査委員会は、学校事故に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、調査の対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該学校事故に関する第2条の所掌事務が終了したときまでとする。

2 教育委員会は、委員が欠けた場合、補欠の委員を選任することができる。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(解任)

第7条 教育委員会は、次の事項に該当した場合は委員（臨時委員含む。）を解任することができる。

- (1) 調査審議の公正が害されるおそれがあるとき。
- (2) 心身の故障により、職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) その他教育委員会がふさわしくないと判断したとき。

(会議)

第8条 調査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 調査委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 調査委員会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、調査委員会の決定により全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 個人の情報を保護する必要があるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(補助者)

第10条 調査委員会は、児童生徒等からの聞き取り調査など事実関係を整理するため、補助者を置くことができる。

2 補助者は、当該学校の教職員、教育委員会職員又は識見を有する者のうちから委員長が任命する。

3 委員長は、補助者に対し当該学校事故に関する調査等を命じることができる。

4 補助者は、前項による調査等の結果を委員長に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第11条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 調査委員会の委員、臨時委員及び補助者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(庶務)

第14条 調査委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南風原町学校事故調査委員会の概要

